

**日本人の配偶者 (As Spouse, Child of Japanese)**

1. 旅券 (オリジナルと身分事項のコピー)
2. 査証申請書 (オリジナル)
  - ・ 署名は旅券と同じ書体にしてください
3. 写真1枚 3 X 4 cm (最近撮影した鮮明なもの)
4. 申請人の身分証明書R G (認証済みのコピー)
5. 申請人の住所証明のコピー
6. 申請人の配偶者の身分証明書R N E (認証済みのコピー)
  - ※日本人配偶者がブラジルに居住している場合のみ
7. 婚姻証明書 (過去2ヶ月以内に発行されたもの) (認証済みのコピー)
8. 婚姻事実が記載された戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書 (1年以内に発行されたもの) (オリジナルとコピー)
9. 申請人の日本人配偶者の下記の書類 (有効期間: 3ヶ月)
  - a) 日本人配偶者が日本から申請人を呼び寄せる場合
    - ・ 身元保証書 (オリジナル)
    - ・ 在職証明書 (オリジナル)
    - ・ 住民票 (オリジナル)
    - ・ 旅券のコピー (身分事項、署名欄、査証、出入国印等のページ)
    - ・ 収入証明書: 下記書類いずれかの1点 (オリジナルとコピー)
      - ・ 源泉徴収票
      - ・ 所得証明書
      - ・ 確定申告書控
      - ・ 給与明細書 (直近の過去3ヶ月分)
  - b) 日本人配偶者が日本に申請人と同時入国する場合
    - ・ 身元保証書 (オリジナル)
    - ・ 旅券のコピー (身分事項、署名欄、査証、出入国印等のページ)
    - ・ 日本人配偶者の下記書類のいずれか1点
      - ・ 雇用内定書 (オリジナル)
      - ・ 日本又はブラジルの会社からの辞令書 (駐在員が日本の本社に戻る場合など) (オリジナルとコピー)
      - ・ 最新の在職証明書 (日本人配偶者が休暇中の場合) (オリジナル)

**備考:**

1. 査証の有効期間: 申請人は、査証発給日より3ヶ月以内に日本に入国しなければなりません。
2. 旅券の有効期間: 旅券は、原則として申請時に残存有効期間が6ヶ月以上であるもの。
3. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。